

5 医療

1. 後期高齢者医療制度の加入 窓口 健康保険課 後期高齢者医療係 (TEL 822-8272)

【対象】 満65歳～74歳の人で後期高齢者医療制度で定められた一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【内容】 障害者本人の世帯状況や本人及び同一世帯の人の所得の状況により、医療機関を受診された際の医療費の自己負担割合が1割または2割となります。(一定以上の所得がある人は3割負担となります。) 自己負担割合及び保険料の試算については、事前に健康保険課後期高齢者医療係にてご確認ください。

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、現在加入している健康保険証

2. 特定医療費（指定難病）医療費助成 窓口 保健所保健予防課 (TEL 822-4385)

厚生労働省が定める「指定難病」には医療費助成があります。令和4年12月現在338の疾病が

対象となっており、受給には申請が必要です。認定基準（重症度別）がある疾患もあります。

【対象】 指定難病医療受給者証をお持ちの方。

【内容】 医療費助成があります。一部自己負担あり。

3. 小児慢性特定疾病医療費助成 窓口 こども給付課 (TEL 822-9729)

【対象】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患の各疾患に罹患している児童など

【内容】 対象疾病に対する治療費を助成します。一部自己負担があります。

【備考】 各健康福祉センターでも受付しています。

(1. 相談窓口「3. 健康福祉センター」参照)

4. 自立支援（育成）医療費の支給 窓口 こども給付課 (TEL 822-9729)

【対象】 18歳未満の肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内部障害（心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障害など）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を持つ児童、現存する疾病を放置すると将来これらの障害を残すと認められる児童

【内容】 障害の除去・軽減を目的とした治療の費用を助成します。

一部自己負担があります。

【備考】 各健康福祉センターでも受付しています。

5. 自立支援（更生）医療費の支給

窓口 障害福祉課

【対象】 18歳以上の身体障害者手帳を持っている人

【内容】 生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することができる治療の費用を助成します。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など）

【手続】 身体障害者手帳、意見書、市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の人の分は不要）、健康保険証、特定疾病療養受領証（お持ちの方）、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】 ①一部自己負担があります。

②事前に医療機関で相談のうえ、障害福祉課へ。

③指定医療機関については、障害福祉課にお問い合わせください。

④手術、治療を行う前に申請が必要です。

6. 自立支援（精神通院）医療の申請

窓口 障害福祉課

【対象】 精神疾患で医療機関に通院している人

【内容】 精神による疾患で、通院療法が継続的に必要な人の通院医療に係る医療費（薬剤費等も含む。）の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

【手続】 診断書（更新申請の場合、診断書の提出は2年に1度）、個人番号（個人番号カードなど）、健康保険証、病院と薬局の名称・所在地の分かるもの、市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の人の分は不要）、印鑑（県外からの転入手続きの人のみ）

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）